

〇〇年検第〇〇〇〇号 〇〇被告事件
被告人 〇〇 〇〇

類型証拠開示請求書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇検察庁 検察官 検事 〇〇 〇〇 殿

主任弁護士 〇 〇 〇 〇 印

頭書事件について、刑訴法316条の15に基づき、以下のとおり、証拠開示を請求する。

開示しないとする場合には、刑訴規則217条の24に基づき、①開示請求にかかる証拠が存在しないのか、それとも、②存在するが開示要件を満たさないとするのかを明らかにされたい。

その上で、前者(①)の場合は、(A) 検察官の手許に存在しない(ほかに存在する可能性がある)ことを意味するだけか、(B) 捜査担当警察署にも存在しないことを意味するのか、(C) 証拠自体が物理的に存在しないということの意味するのかを明らかにした上で、(a) 最初から存在しないのか、かつてあったが廃棄したのか、(b) 今後、作成又は取得する予定があるのかないのかを明らかにされたい。(a)の場合で廃棄したのであれば、いつ・誰が・どのような理由で廃棄したのかを明らかにされたい。(b)の場合で作成又は取得する予定があるのであれば、その作成又は取得の予定時期を明らかにされたい。

また、後者(②)の場合は、どの開示要件を満たさないとするのかを明らかにされたい。

第1 〇〇〇〇

1 類型

〇〇

2 理由

〇〇

第2 〇〇〇〇

1 類型

〇〇

2 理由
○○

第3 ……

1 類型
……

2 理由
……

以上